

社会教育関係事務の移管に対する検討結果について
社会教育関係事務の移管に対する検討結果について次のとおり回答する。

2024年（令和6年）7月18日提出

藤沢市教育委員会

教育長 岩本 将宏

- 1 回答の相手方
藤沢市長
- 2 回答内容
別紙のとおり

提案理由

この議案を提出したのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条に基づく社会教育関係事務の市長への移管について、検討結果を市長へ回答する必要がある。

参 考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 抜粋
(教育委員会の職務権限)

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。

十三 スポーツに関すること。

十四 文化財の保護に関すること。

(長の職務権限)

第二十二条 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する事務のほか、次に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行する。

一 大学に関すること。

二 幼保連携型認定こども園に関すること。

三 私立学校に関すること。

四 教育財産を取得し、及び処分すること。

五 教育委員会の所掌に係る事項に関する契約を結ぶこと。

六 前号に掲げるもののほか、教育委員会の所掌に係る事項に関する予算を執行すること。

(職務権限の特例)

第二十三条 前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。

一 図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該条例で定めるもの（以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること（第二十一条第七号から第九号まで及び第十二号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。）。

二 スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。

三 文化に関すること（次号に掲げるものを除く。）。

四 文化財の保護に関すること。

2 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

2024年（令和6年）7月 日

藤沢市長

鈴木恒夫様

藤沢市教育委員会

教育長 岩本 将宏

社会教育関係事務の移管に対する検討結果について

2023年（令和5年）2月10日に提案のあった社会教育関係事務の市長への移管については、社会教育委員会議からの答申を踏まえ、その必要性及び合理性があるものと捉えます。

なお、社会教育の政治的中立性、継続性、安定性等に配慮し、次の事項について意見及び要望を付します。

1 公民館について

- (1) 公民館と市民センターを一体化した施設の設置が検討されていますが、新施設の条例等に社会教育法の理念に基づく運営に関することを明記し、事業の計画、実施にあたっては、教育委員会の意見を反映する機会を設けること。
- (2) 新施設の執行体制にあっては、地域を活性化するための人や団体をつなぐコーディネート機能をさらに充実させるため、社会教育士等を適切に配置するよう努めること。
- (3) 新施設の利用について、個人や企業等に対象を拡大する際は、これまでの地域活動・教育活動に配慮して、適切に運用すること。

2 スポーツ・文化に関する事務について

- (1) 施設管理や運営にあたっては、社会教育の理念が実施事業等に反映されるよう、担当部署が適切に管理すること。

3 文化財の保護に関する事務について

- (1) 文化財の保護に関しては、適宜、教育委員会の意見を聴き、関係法令に適切に対応すること。
- (2) 文化財の保護に関する事務においては、活用することに重きをおくだけでなく、適切な保存に努めること。

4 図書館について

- (1) 図書館の運営にあたっては、関係法令に則り適切に対応するとともに、教育委員会の関与を担保すること。また、本や資料の購入等に関しては、これまで同様、利用者に多様な選択肢を与えられるように努めること。

以 上

(事務担当 教育総務課)

社会教育関係事務のあり方について
答申

2024年（令和6年）5月16日

藤沢市社会教育委員会議

答申にあたって

2023年（令和5年）3月23日、岩本将宏藤沢市教育委員会教育長から社会教育委員会議に対し、社会教育関係事務のあり方について、以下のような諮問が行われた。

「2023年2月10日に開催された総合教育会議において、市長から『社会教育関係事務のあり方』について、市長部局への条例移管を前提とした、提案がありました。

社会教育のあり方については、平成30年12月21日の中央教育審議会答申『人口減少社会の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について』においても、『今後の地域における社会教育の在り方』『今後の社会教育施設の在り方』が示され、本市としましても、多様化し複雑化する課題と社会の変化に対応した『社会教育』を基盤とした具体的な方策を進めていく必要があると考えております。

このような現状と課題を踏まえ、市長部局への条例移管を前提とした社会教育関係事務のあり方について、社会教育施設のあり方も含めて、幅広くご検討をお願いします。」

この諮問を受け、社会教育委員会議においては、各担当部課からの事業内容及び市長部局への事務移管に関する考え方についての説明聴取及び質疑応答を含め計10回にわたり議論を重ねた結果、このたび成案を得るに至ったので、ここに答申するものである。

藤沢市社会教育委員会議
議長 稲川 由佳

目次

答申にあたって	1
1 事務移管に関する法整備と本市の現状	3
2 事務移管に関する市長部局の考え方の整理	3
(1) 事務移管の目的	
(2) 個別の事務についての事務移管に関する考え方	
ア 生涯学習総務課の事務	
イ スポーツ行政に関する事務	
ウ 文化行政に関する事務	
エ 文化財の保護に関する事務及び博物館等の公立社会教育機関	
オ 図書館行政	
3 事務移管に関する本会議の評価と担保措置等についての考え方	6
(1) 本会議の基本的考え方（評価）	
(2) 担保措置としての教育委員会及び社会教育委員会議の関与	
(3) 個別の事務における留意点	
ア 公民館に関する事務	
イ スポーツ・文化行政に関する事務	
ウ 文化財の保護に関する事務	
エ 図書館行政	
オ 学校の施設利用について	

1 事務移管に関する法整備と本市の現状

社会教育関係事務等の市長部局への事務移管に関する法整備については、2007年（平成19年）に地方教育行政の組織及び運営に関する法律等が改正され、スポーツ・文化行政について、他の地域振興とともに首長が一元的に所管できるようにすることを目的として、条例の定めにより首長が事務を執行することが可能となった。さらに、2019年（平成31年）には、文化財の保護に関する事務や、図書館・博物館・公民館などの「公立社会教育機関」の所管も、地方公共団体がより効率的と判断する場合には、首長移管が可能となる法改正がなされた。

本市においては、平成25年度の組織改正により、生涯学習部門全般について教育委員会から市長部局に移管（条例による移管ではない）しており、事務の執行にあたっては、「藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規程」により市長部局職員が補助執行している。

2 事務移管に関する市長部局の考え方の整理

本会議においては、市長部局への条例移管を前提とした社会教育関係事務のあり方を検討するに当たり、そもそも事務移管についてその必要性及び合理性があるかどうかを検証し、市長部局の考え方を次のように整理した。

（1）事務移管の目的

- ・ 人生100年時代に向け多様な主体との連携を進める

人生100年時代を迎え、誰もが活力をもって生活していくためには、社会教育関係事務について、子育て支援、高齢者支援、多文化共生、防災などとの庁内の連携のみならず、大学や企業等を含めた多様な主体との連携がさらに求められている。

- ・ 効率的な事務の執行を図る

さらなる市民のニーズ、利便性の向上に資する課題など各課が個別に解決しなければならない問題も抱えている状況にあり、条例により市長部局に移管を行うことで、効率的に事務を執行することが可能となることから、他部局との連携や個別課題の解決が図られる。

（2）個別の事務についての事務移管に関する考え方

ア 生涯学習総務課の事務

（ア）公民館に関する事務

（新施設の制度設計）

公民館と市民センターを一体化した新たな施設（以下、「新たな執行体制の施設」という。）（市長所管）を設置することとするが、その具体的な制度設計は次のとおりである。

- ① 社会教育法第22条において公民館の事業として規定する事務を、市長が所管する新たな執行体制の施設の職員が執行する。
- ② 新たな執行体制の施設について必要な条例改正を行い、公民館(単独館を含む)の事業を、新たな執行体制の施設で実施することを位置づける。
- ③ 公民館業務と地域業務を名実ともに一体的に取り組むために、新たな執行体制の施設の職員を地域ファシリテーターとして位置づけ、地域市民団体の育成及び援助等の事務と、社会教育団体活動の支援等の事務の双方を担当し、地域を活性化するための人や団体をつなぐコーディネート機能をさらに充実させる。
- ④ 職員による社会教育主事¹任用資格取得及び社会教育士²の称号取得を積極的に行い、適切な配置によって地域のコーディネーター、ファシリテーターとして、地域団体事務、生涯学習事業、コミュニティスクール等において力を発揮できるよう執行体制の構築を目指す。
- ⑤ 学びを生かした「ひとづくり」、学びあいによる「つながりづくり」、学習成果を地域社会で生かす「地域づくり」について、市長が所管する行政分野との一体的な取組による柔軟な事業実施により、さらなる充実及び推進を図る。
- ⑥ 貸室の運営については、従来の社会教育団体利用による活動を担保したうえで柔軟な施設利用により新たな活動が生まれる場となるよう、本市における他の公共施設の利用ルールとの統一と緩和を図る。

（新施設の効果）

新たな執行体制の施設を設置することによって、次のような効果が期待できる。

- ① 現在の公民館業務と地域業務との一体的な取組
- ② 市長所管の行政分野との一体的な取組
- ③ 地元企業等との柔軟な連携による講座の開設
- ④ サークル団体を優先とした利用を確保しつつ、個人や地元企業・NPO法

¹ 社会教育主事・・・都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に置かれる専門的職員。社会教育を行う者に対する、専門的技術的な助言・指導に当たる役割を担う。社会教育主事講習を修了するなどの資格を有している者が、都道府県・市町村教育委員会から社会教育主事として発令されることで、その職務に就くことができる。

² 社会教育士・・・社会教育主事講習、又は社会教育主事養成課程を修了した者の称号。学びを支援するための基礎的な知識と技能等の専門性を生かしながら、地域の思いに寄り添った長期的な地域づくりのビジョンを持ち、地域活動や市民活動が持続的に展開していく支援をする。

人等の柔軟な貸室の利用

- ⑤ 他の公共施設における貸室利用ルールとの統一と緩和
- ⑥ 全館共通の事業計画基本方針を策定し、各館では基本方針を踏まえて事業を計画・実施し、生涯学習のさらなる充実・推進を図ること
- ⑦ 学びを通じて、人づくり・つながりづくり・地域づくりの中核的役割を果たす長期的な地域づくりのビジョンを持ち、地域活動が持続的に展開していくよう支援することができること
- ⑧ 現在の公民館利用者と地域団体の双方との顔の見える関係を深めること
- ⑨ 講座やサークル利用を通じて地域の新たな担い手の発掘につなげること
- ⑩ 講座で学んだ成果を地域活動に生かせるよう、人や団体をつなげること
- ⑪ 地域団体の活動を通じた講座の開設により、地域の課題解決につなげる
こと

(イ) 社会教育に関する事務

社会教育に関する事務は教育委員会が管理・執行することから、社会教育に関する計画立案等の職務を行い教育委員会に助言する役割を担う社会教育委員会議に関する事務は、教育委員会の権限に属する事務として引き続き市長部局職員が補助執行する。

イ スポーツ行政に関する事務

事務移管によって、スポーツ施設の所管が統一されるので、効率的な事務執行が可能となるとともに、市長所管の行政分野との一体的な取組が可能となり、健康や産業等の視点を取り入れた施策展開の促進が図られる。

なお、現在も市長部局が補助執行しているため事務負担の増減はない。

ウ 文化行政に関する事務

市民ギャラリーについては、近隣の他市町村の方にも利用してもらえる条例づくりをするなど、利用の幅を広げることにより、「生涯学習ふじさわプラン」の基本理念である「多様な学びと学びあいから地域の人がつながり藤沢の未来を創造する」効果が期待されるほか、施設運営の観点からも多様な意見を取り入れることができ、市民サービスの向上を図ることができる。

アートスペースについては、観光・まちづくり等の部局との連携が容易になり、より効果的な活用が行えることが期待でき、市民サービスの向上を図ることができる。

文化行事等に係る事業については、効率的に事務を執行することが可能となることから、さらなる市民ニーズの把握や、利便性の向上に資するための他部局との連携が図られる。

なお、現在も市長部局が補助執行しているためいずれも事務負担の増減はない。

エ 文化財の保護に関する事務及び博物館等の公立社会教育機関

文化財を継承していくため、文化財の保存と活用の均衡に留意したうえで、まちづくりや防災、観光部局等とのこれまで以上の円滑な連携や、効率的な意思決定などを通し、より質の高い市民サービスを提供できる。藤澤浮世絵館の運営に関しては、観光や福祉部局等とのこれまで以上の円滑な連携や、効率的な意思決定などを通し、より郷土愛の醸成や文化の向上等の効果が期待できる。

なお、現在も市長部局が補助執行しているため事務負担の増減はない。

オ 図書館行政

今後求められる図書館の役割は、他部局と連携した個人のスキルアップや就業等の支援、住民のニーズに対応できる情報拠点であることから、市長所管の行政分野との一体的な取組を行うことで、より効果的・横断的な連携を図っていくことが期待できる。図書館の貸室については、公民館に関する事務と同様に、登録団体の優先利用を確保しつつ、個人や地元企業等の利用が可能となることで、貸室を有効的に活用し、多様な人々が集い、新たな活動が生まれる場となる。

なお、市長部局への事務移管後、特定社会教育機関となることが見込まれる図書館においては、引き続き、社会教育法、図書館法の適用のもと、充実した図書館サービスを提供していくこととなる。

3 事務移管に関する本会議の評価と担保措置等についての考え方

(1) 本会議の基本的考え方（評価）

本会議は、事務移管に関する市長部局の考え方を上記のとおり整理・分析した上で議論を行なった結果、事務移管を前提とした社会教育関係事務のあり方について以下の結論に達した。

事務移管については、市長所管の行政分野との一体的な取組により多様な主体との連携や効率的・効果的な事務の執行が可能となることから、地域の新たな担い手の発掘や施設の柔軟な活用による新たな活動の場の創出によって地域の活性化に資するとともに、ニーズを踏まえた市民サービスの向上が期待できるほか、地域課題の解決にも寄与するものと評価できる。

このような観点から、事務移管の必要性及び合理性は相当程度認められるが、一方で、社会教育の政治的中立性を阻害する恐れがあることも懸念されるほか、事務移管に際しては社会教育の継続性・安定性、地域住民の意向の反映及び学校教育との連携等に配慮する必要があるものと考えられる。

そこで、事務移管を前提とした社会教育関係事務のあり方として、事務移管に際して以下の担保措置を構築するとともに、個別の事務について以下の留意点を踏まえた事務の着実な実施が求められる。

(2) 担保措置としての教育委員会及び社会教育委員会議の関与

- 社会教育関係事務の移管の後も、社会教育は教育委員会の所管であることは変わらず、より一層、教育委員会が社会教育に関わりを強める必要がある。
地域づくりや学校との関わり（地域学校協働活動等）、また市民の学びも多岐に亘り、価値観も多様化していることから、政治的中立性を確保したうえで、社会教育を充実させる重要性はさらに増している。教育委員会が社会教育に、より積極的に関わっていくために、社会教育主事等の適切な配置を行うとともに、教育委員会内に社会教育に関わる新たな枠組みを構築すること。
- 社会教育の方向性を検討するうえで、教育委員会の諮問機関としての社会教育委員会議の審議がより重要と考えられる。教育委員会には社会教育へ関与するにあたり、教育委員会職員の社会教育委員会議への出席によって情報の共有を図ること。また、教育委員会による社会教育への関与を含め本市の社会教育全般について認識を共有するため、教育委員と社会教育委員会議の定期的な意見交換の場を設けること。
- 生涯学習ふじさわプランの進捗管理を行う中で、社会教育委員会議が社会教育の視点から事業が適切に計画実施されているか確認する。その際、集客の高い事業や評価の高い事業については、事務移管後も着実に継続実施されているかどうか、また、学校や従来の公民館等に登録している社会教育団体の施設利用については、優先的な利用が確保されているかどうか検証すること。

(3) 個別の事務における留意点

市長部局への事務移管については、教育委員会が所管しているこれまでの取組の趣旨を踏まえたうえで円滑に進め、より発展させるためにも、各個別分野において次のことに主眼を置かれない。

ア 公民館に関する事務

現状の地域における自治会加入率の低下や高齢化による担い手不足等の状況に鑑みると、今後の進め方については次のことに主眼を置かれない。

- 移管にあたっては、新施設の条例等に社会教育に関する事業を実施することを明記するとともに、事業の計画、実施にあたっては、教育委員会の意見を反映する機会を設けること。
- 社会教育法の理念に基づく運営を担保し、政治的な中立性、住民の意向の反映、専門性の確保、社会教育と学校教育の連携を図ること。
- 社会教育主事及び社会教育士は、地域のコーディネーターとして非常に重要な役割を担うと考えられるため、新施設に必置とすること。また、社会教育を担う職員の質の向上を図り、地域のコーディネーターとしての役割を果たすことができるよう、計画的な研修等により、職員の執行体制及び人材育成の充実を図ること。
- 事業内容が幅広になることが想定されるが、社会教育に関する事業を担う職員に過度の負担がかからないよう配慮すること。
- 現在、公民館で活動中のサークルや地域団体等、地域で活動する団体が、従来どおり施設を確保できるように、既存のサークル等地域活動団体への影響を考慮するとともに、個人や営利目的等に対象を拡大する際は、公正なルールを策定したうえで適切に運用すること。

イ スポーツ・文化行政に関する事務

スポーツ・文化事業については、県内他市の状況をみても19市中15市がすでに条例により市長部局に移管されており、本市がすでに補助執行により市長部局職員が事務を執行していることから、大きな課題はないと考えられるが、社会教育事業として取組を進めていくにあたっては、次のことに主眼を置かれない。

- スポーツ・文化については、施設管理や運営について指定管理者に委託する傾向がみられるが、施設管理や運営にあたっては、教育委員会から所管が変更になっても、管理・運営が指定管理者任せにならないよう、担当部署が適切に管理・監督し、社会教育の理念が事業等に反映されるよう担保すること。

ウ 文化財の保護に関する事務

すでに補助執行により市長部局職員が事務を執行していることに加え、文化財保護法等の適用を引き続き受けるが、文化財の保護という観点から、開発等を担う他部局と一定の距離を保つ必要があり、教育委員会の一定の関与が求められることから、次のことに主眼を置かれない。

- 文化財の保護に関しては、適宜教育委員会の意見を聴き、関係法令に適

切に対応すること。

- 文化財の活用も重要だが、保存が大前提であり、保存なくして活用なしという考え方を原則とすること。

エ 図書館行政

すでに補助執行により市長部局職員が事務を執行していることに加え、移管後も特定社会教育施設として社会教育法や図書館法の適用を受け、一定の担保措置も規定されているが、他の分野に増して中立性が求められることから、移管する際には、次のことに主眼を置かれない。

- 図書館については、政治や宗教等、様々な分野の影響を受ける可能性があることから、選書や図書館の運営等について首長等の意向により恣意的な運営がされないよう、教育委員会の関与を担保し、これまで以上に中立性を確保し、関係法令に則り適切に対応すること。

オ 学校の施設利用について

学校が社会教育施設等を利用する際には、教育委員会所管時と同様に配慮すること。

以 上